

判決年月日	平成22年8月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成22年(行ケ)10094号		
<p>本願商標「AERIE」と引用商標「アエリー」とでは、外観が異なり、称呼も一致する場合と異なる場合があるほか、両者からは特段の観念が生じないとして、称呼が一致することを主たる理由として両商標が類似するとした審決を取り消した事例</p>			

(関連条文) 商標法4条1項11号

(要旨)

本件は、原告が、「AERIE」との名称の本願商標につき出願をしたところ、拒絶査定を受け、これを不服として審判請求をしたが、請求不成立の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

争点は、本願商標が、「エアリー」との名称の引用商標と類似し、商標法4条1項11号に該当するか否かである。

本判決は、以下のとおり、両商標では外観が異なり、称呼も同じ場合と異なる場合があり、いずれからも特段の観念は生じないとして、両商標の称呼がいずれも「エアリー」であることを前提として類似するとした審決を取り消した。

「証拠(甲8の4, 8の5, 乙1)によれば、『aerie』には『(崖や山頂にあるワシ, タカなど猛鳥の) 巣, (一般に大形の鳥の) 高所にある巣』との意味があることが認められるが、他方において、同用語が、我が国において取引上よく用いられており、親しまれている、又はその意味がよく知られていることを認めるに足る証拠はない。

したがって、我が国において、本願商標『AERIE』から、特段の観念が生じるものとは認められない。」

「(2) 本願商標は、「AERIE」との5文字の欧文字からなるところ、小学館ランダムハウス英和大辞典第2版(乙1)によれば、その英語での発音は「ri」又は「iri」とされる(もっとも、公刊されたいくつかの英和辞典によれば、この英単語にはそのほかに数種類の発音があり、英語を母国語とする者の間でも、これといった定まった発音はないようである。)。そうだとすれば、この英単語を日本語で発音した場合には、「アエリー」ではなく「エアリー」又は「イアリー」と発音するのが、英語の発音に近いということになる。

しかしながら、「aerie」は、いわゆる難語というべきであって、我が国において広く親しまれているとはいえない。そうすると、我が国において、常に「aerie」が「エアリー」と英語の発音に近く読まれるとは限らず、この英単語に接した者は何と発音してよいか分からず、ローマ字読みで「アエリー」又は「アエリ」と読まれることもあるものと解される。」

「(1) 以上を前提として検討するに、まず、本願商標は欧文字5文字からなるのに対し、

引用商標 1 及び 2 がいずれもカタカナ 4 文字からなるものであって、外観は大きく異なるものである。・・・

(2) そして、称呼については、本願商標は、英語の発音に近く「エアリー」や「エアリ」と読まれる場合と、ローマ字読みで「アエリー」や「アエリ」と読まれる場合のいずれもあり得ると解されるのに対し、引用商標 1 及び 2 は「エアリー」であって、両商標の称呼は、同じ場合と異なる場合があり得る。

(3) 他方で、観念については、本願商標と引用商標 1 及び 2 のいずれからも、特定の観念が生じるとはいえず、比較できない。」

「・・・原告は、本願商標に関する商品の需要者が、商標を耳よりも目で捉える機会が多いため、商標の類否判断においては外観をより重視すべき旨主張する。

確かに、本件において、両当事者が提出した証拠（甲 9，乙 6 の 1 ないし 6 の 3）からすれば、本願商標に係る商品は、インターネット上取引されることが多いものと認められるので、本願商標において、称呼や観念と比較して外観が果たす役割が大きいものといえる。」

「(5) 以上の諸事情を総合的に考慮すると、本願商標と引用商標の外観は大きく異なっている上、称呼上も、同じ場合だけでなく異なる場合もあるから、たとえ両商標が、観念につき比較できないとしても、両商標には誤認混同のおそれがなく、類似していないといふべきである。」